

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案	
担当部局	国土交通省自動車局安全政策課 電話番号: 03-5253-8566 e-mail: g.TPB_AST@mlit.go.jp	
評価実施時期	平成24年3月1日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>国際海陸一貫運送コンテナ(以下「コンテナ」という。)の自動車運送の安全の確保を図る。</p> <p>(1) 国際海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報の伝達等関係(第3条～第7条、第9条、第10条、第24条関係) (2) 不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置関係(第12条、第24条関係) (3) 貨物自動車運送事業者等の遵守事項等関係(第17条～第21条、第24条関係)</p> <p>コンテナは、1980年代以降急速に取扱量が増加しており、現在、コンテナによる貨物の運送は国際物流の中心的地位を占めている。これに伴い、コンテナの規格の大型化も進展しており(40フィート規格コンテナは、全長約12m、高さ9m、総重量30t以上)、自動車運送中の事故が発生した場合、周囲の交通に及ぼす危険性がきわめて高く、人的にも物的にも大きな被害が発生する。</p> <p>コンテナの自動車運送に当たっては、国土交通省において平成17年12月に「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」を策定し、関係者への周知に努めてきたところであるが、依然としてコンテナトレーラーの横転事故が年間10件程度発生している状況であり、早急な対策が必要とされている。</p> <p>以上を踏まえ、コンテナの自動車運送の安全の確保を図るため、コンテナ内貨物の品目、重量及び積付けの状況に関する情報等(コンテナ情報)の伝達制度を創設し、受荷主等、本邦発荷主、船長、取次事業者等、トラック事業者に対し、これを積載するコンテナトレーラーの運転者に至るまでの一連のコンテナ情報の伝達等を義務付けるほか、不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置及び貨物自動車運送事業者等(以下「トラック事業者」)の遵守事項等を規定することとする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案 第3条～第7条、第9条、第10条、第12条、第17条～第21条、第24条</p>
想定される代替案	<p>(1)～(3) 当該規制の内容を受荷主等、外国発荷主、運送事業者等による法令に基づかない自主的な取組みとして実施する。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>(1) ・船長は受荷主等に、受荷主等又は本邦発荷主は取次事業者等に、取次事業者等は運送事業者等に、運送事業者は運転者に対し、それぞれコンテナ情報を記載した書面等を交付しなければならないこととなるため、当該事業者等にコンテナ情報の伝達に係る費用が生じる。 ・受荷主等がコンテナの重量を測定した場合には、受荷主等にその費用が生じる。 ・上記費用については、各事業者における方法等によって異なるとともに、重量測定費用は測定をしなければならないコンテナ数が想定しがたいことから定量化・金銭価値化することは困難である。</p> <p>(2) ・受荷主等に不適切コンテナの確認是正措置に係る費用が生じる。</p> <p>(3) ・トラック事業者等に運転者への指導等に関する費用が生じるが、各事業者における取り組み方法等によって異なるため定量化・金銭価値化することが困難である。</p>	<p>(1)～(3) ・受荷主等が自主的な取組みを実施した場合には、当該規制案と同様の費用が受荷主等に生じる。</p>

(行政費用)	(1)～(3) ・国に行政処分に係る費用が発生する。	(1)～(3) 国に追加的費用は生じない。
(その他の社会的費用)	(1) ・港湾管理者に港湾における重量計の整備に係る費用が生じる。 (2)～(3) ・特になし	(1) ・受荷主等が自主的な取組みを実施した場合には、コンテナ情報が伝達されないまま運送される恐れがあるため、自動車運送の安全が確保されない。 (2) ・受荷主等が自主的な取組みを実施した場合には、不適切コンテナの状況が改善されないため、当該コンテナが不適切な状態で運搬される場合が想定されことから、自動車運送の安全が確保されない。 ・委託受荷主等が関与する違反行為に対し勧告ができなくなるため、不適切なコンテナの運送の指示が行われることが想定されることから、自動車運送の安全が確保されない。 (3) ・受荷主等が自主的な取組みを実施した場合には、運転手に対し不適切コンテナの運送の命令・容認及び遵守事項の指導がされない場合が想定されたため、自動車運送の安全が確保されない。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	(1) ・自動車運送の安全上支障のあるコンテナは運送前に発見され、不適切状態が是正されることとなり、コンテナの自動車運送の安全の確保が図られる。 (2) ・不適切コンテナを発見した場合、運送事業者から受荷主等に対し確認は正を求めると及び受け荷主等に対しその求めに応じ確認は正措置をおこなうことが義務付けられることから、不適切な状態のコンテナの運送が行われなくなるため、コンテナの自動車運送の安全の確保が図られる。 (3) ・運転者はコンテナ内貨物の特性やコンテナトレーラーの特殊性を踏まえた、より安全を考慮した運転が可能となる。また、委託受荷主等に対する勧告制度により、規制の遵守の実効性を高めることができるため、コンテナの自動車運送の安全の確保が図られる。	(1)～(3) 特になし

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>(1) 受荷主等・本邦発荷主から運転者に至るまでのコンテナ情報の伝達等を義務付けること、コンテナの運送について運送事業者が遵守すべき事項等について規定することにより、コンテナ情報の伝達に係る費用、重量測定費用、運送事業者の運転者への指導等に関する費用、行政処分等に係る費用、重量計の整備に係る費用が生じる。 ただし、コンテナ情報の伝達については、その義務が課せられることとなる受荷主等、本邦発荷主、船長、取次事業者等及び運送事業者は、当該規制がなくとも、通常、契約の相手方(運送事業者にあつては運転者)に対して運送に係る書面(運送委託書、運送指示書等)を交付しており、事業者にとって大きな追加的負担は生じないと考えられる。 一方で、当該規制が創設されることにより、自動車運送の安全上支障のあるコンテナは運送前に発見され、不適切状態が是正されることとなり、コンテナの自動車運送の安全の確保が図られることとなる。 このため、規制による便益は、規制による費用を大きく上回ると考えられ、コンテナの自動車運送の安全の確保を図るという目的に照らし、当該規制案は代替案よりも優れていると考えられる。</p> <p>(2) 不適切コンテナを発見した場合、運送事業者から受荷主等に対し確認は正を求めると及び受け荷主等に対しその求めに応じ確認は正措置をおこなうことが義務付けられることから、受荷主等に確認は正措置にかかる費用が発生するが、安全が確保されないまま自動車運送を行った場合に発生する事故等に係る費用と比較すると小さいと考えられる。 このため、規制による便益は、規制による費用を大きく上回ると考えられ、コンテナの自動車運送の安全の確保を図るという目的に照らし、当該規制案は代替案よりも優れていると考えられる。</p> <p>(3) 運送事業者の遵守事項等の規定についても、これは、貨物自動車運送事業法に基づく国土交通大臣の許可を受けた者である運送事業者として当然遵守すべき事項を、コンテナの運送について規定したにすぎないものであり、大きな追加的負担は生じないと考えられる。 また、委託受荷主等に対する勧告制度についても、本法に規定する義務内容を遵守する限り負担は生じない。 一方で運転者はコンテナ内貨物の特性やコンテナトレーラーの特殊性を踏まえたより安全を考慮した運転が可能となり、また、委託受荷主等に対する勧告制度により、規制の遵守の実効性を高めることができるため、コンテナの自動車運送の安全の確保が図られることとなる。 このため、規制による便益は、規制による費用を大きく上回ると考えられ、コンテナの自動車運送の安全の確保を図るという目的に照らし、当該規制案は代替案よりも優れていると考えられる。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>立案に当たっては、国際海上コンテナの陸上輸送における安全対策検討会議における議論を踏まえて第174回国会に提出した国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案を基本としている。</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>平成25年度政策チェックアップにおいて事後評価を実施</p>
<p>備考</p>	<p>特になし</p>